

○奈良教育長 教育委員会協議会を開会いたします。

まず、教育委員会の活動状況について、事務局から報告をお願いします。

山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 それでは、教育委員会の活動状況についてご説明させていただきます。

教育委員会の活動状況、令和3年1月分をごらんください。

表にございますとおり、左からご活動の日時、会議、行事等、場所、出席者を記載しており、上段の1月4日の枚方市議会新年交歓会を初め、1月中の活動内容を記載しております。詳細につきましては、資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

○奈良教育長 続きまして、委員の活動について、所感の報告をしたいと思えます。

それでは委員を代表して、近藤委員から報告をお願いいたします。

○近藤委員 1月11日の「はたちのつどい」の緊急対応で本庁と教育委員会の皆様で、4,000人を超える参加者への個別連絡配達、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、防災行政無線、広報車、掲示板へのポスターとできる限り全ての手法での迅速な広報対応をしていただきました。

また、問い合わせ対応も9時から21時まで対応されており、当日も間違ってお来場された方を想定しての会場待ちのスタッフ配備等、市民目線での対応に関わっていただいた関係各位には深く感謝申し上げます。

また、多くの地域の方々、関係事業者にも大変なご苦勞もおかけしたと思えますが、人生一度の成人式を祝う前提の対応であったことに、ご理解を賜りご容赦いただければ幸いです。

「判断が遅い」あるいは「実施できたのでは」などのご指摘があったと聞きますが、前日までの休業措置中の学校施設を式典会場として使用すること、多くの陽性者が発生している現状を総合判断しての苦渋の決断であったと考えます。

延期の式典日も決定し、このコロナの影響が最小の状況で開催できることを願っております。

組織の強さは、指示系統の確立、情報伝達の速さ、行動規範の確立、組織の意思統一であると言われております。以上のことは、非常時に確認できるとよくと言われております。

今回の一件では、教育委員会の組織力のポテンシャルを十分に確認できたとも感じております。

1月20日の意見交換会では、多くの案件の説明を受けました。

学校施設における、様々な学習環境の緻密な見直し、社会環境に即した教育委員会組織改革（案）、地域の皆様に十分なご理解をいただく必要のある学校園の統廃合、教育で非常に重要な授業の日数・授業時数、読書活動推進に向けた学校司書の配置、子ども達へ3間を提供する取組を推進する放課後キッズクラブ委託、枚方版ICT教育モデルに関する要綱冊子（案）など、その他にも多くの案件がありました。

それぞれの専門職の方々が、様々な想定の下、創意工夫されお考えいただいていることに、熱意を感じました。

ここで、私が最近興味を持ち、調べている2つの話題をお伝えしたいと思います。

1つ目に、弊社では、コロナ以降も見据えて、最近レッスンカリキュラムとしてのリモートレッスンについて社内で検討を進めており、具体的にはドイツ国立カールスルーエ音楽大学の教授のレッスンを日本で受講できるように、企画推進しております。障壁となるのは、8時間もある時差です。

リアルタイムのリモートレッスンは難しくデータのやり取りを検証している段階です。

それに伴い、皆様ご存知かと思いますが、オールリモートで授業を実施されております、N校についても調査いたしました。

角川ドワンゴ学校法人N校の元教員で塾講師経験のある奥平博一校長先生についてでございます。

これは、一つの選択肢になりうる学校の在り方を提唱しておられます。要約すると、すべての授業は基本オンライン授業で、「先進的な考え方と多様なカリキュラム」通信制および通学コースを含めた選択制となっております。

部活では、プログラミング・投資・e-sport部など、必須の教科以外、自分のしたいことに特化する校風で、学びたいことを学びたいだけ特化できる、完全なアダプティブ教育であります。「総合力でなく、群を抜く才能能力を育てる。」とのことです。

「スマホが手にある状態で、それで調べれば分かることの知識量を競うことは教育か。」との疑問点からスタートしているようです。

例を言えば、プログラムに特化、ロボット制作、「自分が何をしたいかを探す」、強い自分の意思を持った学生には、非常にいい環境とも感じました。

海外在住で日本の高校卒業資格が欲しいタレントや、生徒にはスケーターの紀平梨花も在籍しておられ、海外に活動拠点を置く者も日本の高校卒業資格がもらえるとのことです。

このような先進事例は、様々な問題点も抱えているとは考えますが、一つの形態になりうるとも感じました。個人的所感では、義務教育ではなじみにくいと感じますが、様々な理由で登校できない生徒には応用できる要素は数多くあると感じます。

2つ目に、旭化成名誉フェローであるノーベル化学賞受賞者の吉野彰氏の話で、E T (Energy and Environment Technology) 革命の波が来ているというお話です。

I T革命と言われ、1995年来、様々な生活環境機器やサービスも変化しており、SDGsでも示されております、環境とエネルギーの問題は喫緊の課題で、「電機は使い勝手の良いエネルギーであるが貯めることができない」とされており、この冬でも関西電力の電気供給量が99%に達し、ニュースで話題となっております。

リチウムイオン電池の開発により、EV車も2010年に量産車として世界初で、日産から「リーフ」という車種が発売され、以後、米国ではテスラ社、また各国で技術革新に社運をかけて競っております。

再生エネルギーは、自然の状況に大きく影響される課題点を、2025~30年ごろを目途にして、車載リチウムイオン電池に蓄電しその車の運転もAIの進化とともに自動運転化させ、公共交通機関として共用してもらうことで、「資源・環境・エネルギー」を移動手段の車に、蓄電も担わせることを想像してしまう、近未来の話でありました。

2050年の「カーボンニュートラル」実質CO2ゼロは、夢物語ではないと感心しておりました。

最後に、脈絡もなく私の興味のある2点のお話をさせていただきましたが、共通するのは、未来を予測しそれに向かってできる方法を模索し続けておられることです。

前述の、様々な教育委員会での検討事案もこのような未来を生きる子どもたちの対応力「生きる力」を身に付けてあげるには、どうすることが良いのか、各部署で未来への目線をもって、さらに進化させつつ輝く枚方の教育を都市魅力として参りましょう。

以上、所感とさせていただきます。

○奈良教育長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの報告案件ですが、案件1について説明をお願いします。

山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 それでは、案件1「学校プールの民間施設の活用」につきましてご説明させていただきます。

協議会資料1ページ、をごらんください。

まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」でございますが、

学校における水泳授業につきまして、民間活力を活用し効果的に水泳授業を行い、子どもの泳力向上を図るとともに、学校プール施設の老朽化に伴う維持管理や改修・改築費用の縮減などを図るものとしております。

次に、2ページの「2. 内容」をご覧ください。

(1) 実施内容ですが、まずは、令和3年度において、取り組みの効果・課題の検証を行うため、小学校1校において、水泳授業を民間事業者へ委託します。

授業は、事業者が運営する屋内プールで、児童を泳力別にグループ分けを行い、事業者が配置する専門スタッフと教員が共同で指導にあたり、子どもの泳力向上を図るものでございます。

対象予定校につきましては、以下のとおり、枚方市の甲斐田町にあります、枚方市立山田小学校でございます。

次に、(2) 取り組みのメリットですが、大きく3つございます。1つは、民間専門スタッフの活用による児童の泳力向上でございます。

特に体育専科教員のいない小学校においては、民間専門スタッフの活用により指導の充実が期待できると考えております。

次の3ページですが、2つ目は、屋内プールでの季節や天候等に左右されない安全で快適な授業の実施としております。

民間の屋内プールは、屋外の学校プール施設とは異なり、夏季の猛暑や雷雨等の自然環境に影響を受けずに、授業を行うことが可能であり、学校運営への影響が少なくすることができると考えております。

3つ目は、老朽化する学校プールの維持管理や改修・改築費用の縮減による費用効果でございます。

現在、本市小中学校のプール施設は、90%以上が築30年以上を経過しており、改修・改築時期が迫っている状況において、今後の整備費用が不要となり、委託料との比較でも長期的な費用効果が見込まれます。

以下に参考として、経費比較の表を記載しております。

こちらは、現状の学校プール施設で水泳授業を行う場合と、それを委託した場合に分け、1校当たりの年間経費に換算し、概算で示したものでございます。

左側の現状の学校プール施設を利用していく場合は、620万円、右側の水泳授業を委託する場合は、430万円と想定しております。

内訳は、それぞれの下に記載しておりますが、学校プール施設の場合は、毎年のろ過機点検などの維持管理経費と、長期的な必要経費である大規模改修や改築経費を含めております。

水泳授業委託の場合は、中規模校をベースに算出した授業委託料や、学校と民間事業者の距離が離れている場合のバス送迎費も見込んでおります。

次の4ページですが、(3)今後の取り組み予定としまして、令和3年度において、児童の泳力向上や指導体制の充実などについて、効果・課題の検証を行い、その検証結果を踏まえながら、すべての小学校で実施していく方向性をもって、必要な予算確保や課題への対応を図っていきます。

さらに、今後、取り組み計画について、プールの老朽度等に着目した実施校の選定や民間事業者の状況などを見極めながら作成していきたいと考えております。

その下、「3. 今後の予定」ですが、今月に、市議会の教育子育て委員協議会へ説明し、3月に、定例月議会に、当初予算案を提出いたします。

予算が可決されましたら、4月に、委託業務発注を行い、6月から10月にかけて、民間活用による水泳授業を実施してまいります。

その後、11月からは、取り組みの効果検証を行うとともに、次年度以降の取り組みに繋げるための事務手続きを進めていきたいと考えております。

次の5ページですが、「4. 総合計画等における根拠・位置付け」、「5. 関係法令・条例等」は記載のとおりでございまして、「6. 事業費・財源及びコスト」については、山田小学校は小規模校ということもあり、委託料1,500千円を、令和3年度当初予算計上予定とさせていただきます。財源は、一般財源でございます。

以上、簡単ではございますが、案件1の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 新しい取組として、学校プールの民間施設の活用について説明していただきました。

なかでも、4ページの(3)今後の取り組み予定のところ、予算確保の問題と課題への対応ということで、この課題について出た意見としましては、立地条件の悪い学校への対応はどのようにしていくのか、プール跡地利用の問題、防火用水の役割を担うプールをどうするのか。

以上のような意見が出ましたので、それを踏まえて、課題を整理し、実施校での検証をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

続きまして、案件2について説明をお願いします。

山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 それでは、案件2「令和3年度教育委員会機構改革の実施」につきまして

ご説明させていただきます。

協議会資料6 ページ、をごらんください。

まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」でございますが、昨今の新型コロナウイルスの様々な影響により、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しており、さらなる学校教育の改善・充実が求められております。

これらの課題に的確に対応するとともに、安全・安心と学びの保障に向けた新しい学校づくりをめざして、機構改革を実施するものでございます。

次に、「2. 内容」をご覧ください。

改革の要点は、大きく4つございます。後ほど、機構図をご覧くださいながら、ご説明させていただきますが、

1つ目は、新しい学校づくりの推進で、7ページに移りまして、2つ目は、効率的・効果的な事務執行体制の整備、3つ目は、教育支援の取り組みの推進、4つ目は、学校関連組織の再編整備でございます。

それでは、9ページの機構図（案）をご覧ください。

まずは、総合教育部でございます。左側に、令和2年度の現在の体制を、右側に、令和3年度の機構案を示しております。

上から順にいきますと、教育政策課は、変更なしで、その下に、新しい学校推進室を置くものでございます。

当室は、学校統合や通学区域変更など学校規模適正化を本格的に進めるため、現在の学校安全課を臨時の室組織として再編したうえで、設置するものでございます。

次に、その下ですが、教育委員会内のまなび舎整備室を、市長部局の都市整備部に移管するものでございます。

これは、公共施設全般を一体的に整備し、集中的に人的・物的資源を投下することで効率的・効果的な執行体制を確立することを目的とするものでございます。

その下の、おいしい給食課は、変更はなく、その下の、中央図書館につきましては、すべての分館に指定管理者制度が導入されたことから、課組織へ再編するものでございます。

次に、10ページをご覧ください。こちらは、学校教育部になります。

右側の令和3年度（案）のとおり、新たに、教育支援室と学校教育室の2室体制とさせていただきます。

まず、上段の教育支援室ですが、この室では、学校支援担当、児童生徒支援担当、放課後子ども担当の3つを所管します。

改編内容としましては、教育支援推進室や、学校安全課が行っている安全教育・安全指導、及び、放課後子ども課を統合し、業務としては、奨学金や就学援助、安全教育、人権教育、不登校、いじめ対応などの生徒指導、及び、放課後対策事業などを所管し、一元的に教育支援の取り組みを進めてまいります。

次に、下段の学校教育室ですが、この室では、教職員担当、教育研修担当、教育指導担当の3つを所管します。

改編内容としましては、教職員人事や、教職員研修、授業改善や学校における情報化の推進などと合わせ、学校における働き方改革のための取り組みを一元的に進めていく室とするも

のでございます。

それでは、再度、7ページにお戻りください。下段の「3. 実施時期」でございますが、令和3年度の定期人事異動に合わせて実施していきたいと考えております。

次の8ページですが、

「4. 総合計画等における根拠・位置付け」、「5. 関係法令・条例等」は記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、案件2の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

谷元委員。

○谷元委員 質問をさせていただきます。

令和3年度に教育委員会の機構改革を実施するにあたって、組織の改編は、計画の遂行や施策の推進をより効率的かつ円滑にするために行われるものであるとお伺いしております。

また、現体制における課題の解消や、新たな課題への対応から実施されるものであると考えます。

今回の機構改革では、学校教育部に教育支援室と学校教育室の2つの室が設けられました。室には、学校支援担当や教職員担当など課組織ではなく、担当と位置づけられています。

そこには、どのような違いがあり、担当とすることでもたらされる効果にはどのようなものがあるのかお伺いします。

○奈良教育長 山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 課組織では、原則として課それぞれの担当事務を行うこととなります。この度のように、室組織に改編することで、これまで各課が担ってきた複数の担当事務を一元的に取り組んでいきたいと考えております。

教育支援室では、さまざまな子どもの課題への対応に加え、放課後対策を担う学校教育の時間だけでなく、放課後までを一体的に、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりを推進することが可能になると考えております。

また、学校教育室では、ICT教育の推進に向けては、タブレット等を活用した指導の充実や、それに伴う教職員研修のほか、ハード面では、ICT機器の管理等、さまざまな業務があるなかで、室内で連携を密にしながら業務にあたることができると考えております。

室体制におきましては、必要に応じて職員が柔軟に役割分担を調整するなど、効果的な事務の執行体制をとることができると考えております。

こうした観点から、新たな室体制のもと、効率的・効果的に業務を遂行していくという考えでございます。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 課組織ではなく、担当としたことで横の連携が密になり、組織体制の機能が強化されることを期待しております。

また、新型コロナウイルスの陽性者が学校で判明したときの対応や、学校での事故をはじめとする緊急事案にも、適切な対応がとれるよう、連携の強化を図っていただきたいと思います。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

神田委員。

○神田委員 来年度の機構改革については、教育政策会議等でご説明いただきまして、趣旨等は理解しております。

そのなかで、総合教育部で新しい学校推進室が学校統合に伴う専門的な室として、設置していただくことは、たいへん結構なことであると思います。

もう一点、まなび舎整備室が市長部局の都市整備部に移管ということで、今までは学校の施設管理等については教育委員会が担ってきたと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第21条に教育委員会の業務として校舎その他の施設の整備に関することが規定されています。

この部分については、市長部局に移管されますが、今後、校舎その他の施設の整備に関することは、どのようなかたちで学校にスムーズに対応しようとお考えなのか、お伺いします。

○奈良教育長 山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 この度、まなび舎整備室が市長部局に移管するという案にしておりますが、ご指摘の通り、学校現場と学校施設の改修等の連携については、迅速な対応を引き続き行うことが重要であると考えております。

この点につきましては、各部局の連携の強化を図るため、調整を進めさせていただきます。

○神田委員 そのような方向で、よろしく願いいたします。

学校教育部について、意見を申し上げたいと思います。

学校教育部が、教育支援室と学校教育室の2つの室に改編されたわけです。そのなかで、教育支援室が3つの担当があり、なかでも児童生徒支援という担当があります。

この児童生徒支援担当は、生徒指導と支援教育が主な業務になると理解しております。この担当は、学校教育室の教職員担当や教育指導担当とも関連することが多いと思われます。

室内の連携は、先ほど山下課長からご説明のあった通りであると思いますが、今後は室が異なるなかでの、学校教育に関連する部分については、スムーズに対応していただきたいと思います。

特に、生徒指導については、さまざまな分野が関わってくると思いますので、部内で円滑に進めていただければと思います。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

続きまして、案件3について説明をお願いします。

鷺施設管理課長。

○鷺施設管理課長 案件3、「枚方市学習環境整備PFI事業の検証について」ご説明いたします。

資料の11ページをご覧ください。

まず、1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、本市では平成20年6月から、枚方市学習環境整備PFI事業を実施し、学校園における暑気対策として普通教室等への空調設備の整備と、併せて校内緑化などの環境負荷軽減策を取り入れた学習環境の整備について取り組んでまいりました。

この度、令和3年3月末にその事業期間が満了することから、これまでの検証及び今後の

方針について報告するものでございます。

次に2. これまでの検証及び今後の方針でございますが、別紙の「枚方市学習環境整備PFI事業の検証について」により、説明させていただきます。

それでは、検証についての表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

1. 実施目的から6. 今後の方針までの6章の構成となっております。

まず、1. 実施目的でございますが、枚方市学習環境整備PFI事業は、暑さ厳しい夏季においても子どもたちの学習の場である普通教室等の安全で快適な教育環境を実現するため、各学校に空調設備を可能な限り早期にかつ学校間の格差なく整備し維持管理すること、また事業費の縮減、単年度支出の抑制を図ること、加えて各種緑化事業を行うことにより、自然との共生を実感するなど環境学習の充実を図ることを目的として実施してきたものです。

次に、2. 事業概要でございますが、(1) 整備等の範囲は、第三中学校を除く74学校園となります。

(2) 事業方式としまして、本PFI事業は、BTO方式により実施しています。BTO方式とは、選定事業者が、対象設備の設計・施工を行った後、市にその所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務及び市の指定する運營業務を遂行することになります。

(3) 契約期間は、平成20年6月26日から令和3年3月31日までとなります。

(4) 事業内容としまして、本PFI事業の範囲は、空調設備、緑のじゅうたん、緑のカーテン、植樹の整備・維持管理業務、及び環境学習企画支援等業務となります。

次に2ページをご覧ください。ここからの説明では、11月の教育子育て委員協議会で案件としていました空調設備に関する内容は割愛させていただきます。

それでは、3. 事業取り組みの経緯でございますが、ページの中段の(2) 緑のじゅうたん・カーテンについて、①整備内容・規模は、1校あたりの標準施工面積を1,000㎡として校庭や中庭の芝生化し、また、6教室分を基本としてツル性植物による緑のカーテンの設置し、1本を基本として植樹を実施しております。②スケジュールとしては、平成20年度に整備をしております。③維持管理は、表の区分のとおり、PFI事業者と学校で役割を分担して実施してまいりました。

次に3ページをご覧ください。④本検証における用語の定義として、緑のじゅうたんの生育は、芝生を植物として生長を促すことであり、一方、維持管理は芝生のエリアが雑草で繁茂しないように敷地管理を行うこととしています。

⑤緑のじゅうたん・カーテンの整備と維持管理に係る経費につきましては、13年間の事業で合計約8億3,400万円となります。

次に(3) 環境学習企画支援等については、①学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)に対する支援業務として、S-EMSの運用状況の把握や指導のために学校訪問を実施しております。

次に4ページをご覧ください。②学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)の取り組み項目と学校園の取り組みは、表のとおりとなっております。③環境学習企画支援等に係る経費につきましては、13年間の事業で合計約4,800万円となります。

次に、4. 取り組み状況と効果測定でございますが、(1) 空調設備を飛ばしまして、5ページをご覧ください。

(2) 緑のじゅうたん・カーテンについては、緑のじゅうたん・カーテンに関するアンケートを実施し、小中学校からの回答を5ページから7ページにかけて集計しています。

次に7ページをご覧ください。このアンケートの自由記述より、学校からの緑のじゅうたん・カーテンに対する評価・意見を集約しています。評価としては、環境保全に対する意識向上や心の成長に繋がること、親しみのある良い遊び場となっているなどが挙げられます。一方、維持管理の負担が大きさに見合う効果は得難い、長期間の契約であり軌道修正ができない事業であったと感じる評価も見られました。

また、緑のじゅうたん・カーテンについては改善すべき点も見られたため、今後は、空調設備などより優先順位の高いものに予算を充てていくべきではないかといった意見も見られました。

次に8ページをご覧ください。(4) 効果測定として、②緑のじゅうたんについては、芝生の生育に対する取り組みから教育上、環境保全上の効果などが見られましたが、保護者や地域と連携した取り組みについては、目標に及ばない点も見られました。

③緑のカーテンについては、環境教育の教材として活用し、環境保全の興味・関心を高める取り組みは見られましたが、カーテンの生育状況のばらつきもあり、冷房の使用を抑制するまでの効果は限定的と見られました。

④環境学習企画支援等については、S-EMSの取り組み状況について、総合的な評価による優良校もあり、表彰を行っています。また、空気調和設備の運転を集中制御しているリモコンを活用することで電気代の削減する効果も見られました。

次に9ページをご覧ください。5. 課題でございますが、(2) 緑のじゅうたん・カーテンについては、一定の効果は認めますが、生育・維持管理にかかる費用や人員の負担に比べ、効果は高いとは言えず、今後も事業を継続するためには目的の明確化が課題と考えております。

(3) 環境学習企画支援等については、今後のS-EMSの取り組みについて手法の再確認・改善が必要と考えております。

次に、6. 今後の方針でございますが、(1) 空調設備を飛ばしまして、10ページをご覧ください。

ページ中段の(2) 緑のじゅうたん・カーテンについては、空調設備を全校一斉に整備することにあわせて、環境負荷軽減や環境教育の実践という観点で進めてきたものであり、子どもたちが自然との共生を実感できる機会として一定の成果が確認できたところですが、費用対効果の観点からは課題も見えてきたところです。

こうしたなかで、学校では芝生の自発的な生育・維持管理や環境について考えるSDGsの取り組みが進められるなど、独自の主体的な取り組みが行われている事例も出てきております。今後は、学校の取り組み状況に応じた指導や支援を行うことで、より広がりのある環境教育や効果的な暑気対策の実践に繋げていく考えです。

次に11ページをご覧ください。

参考資料として、緑のじゅうたん・カーテンに関する状況調査を表のとおり、まとめています。緑のじゅうたん・カーテンの今後の必要性と生育・維持管理への協力に応じた学校の新たな取り組みを示しています。

次に、(3) 環境学習企画支援等については、学校の環境保全に対する取り組みが、日常

の一部となっていることが伺えることから、今後は、教職員対象の研修内容を検討し、持続可能な社会の担い手として、日常生活の中で環境保全の取り組みを自ら考え、率先して実行できる児童生徒の育成を目指すものとします。

以上がPFI事業のこれまでの検証及び今後の方針となります。

それでは、案件資料にお戻り下さい。3. 総合計画等における根拠・位置付けについては、記載のとおりでございます。

次に、4. 事業費でございますが、学校運営に係る経常経費による支出を予定しております。

今後の予定でございますが、令和3年度からは今後の方針に基づく実施を開始いたします。

以上で、「枚方市学習環境整備PFI事業の検証について」の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 検証を行っていくなかで、対費用効果についても取り上げていただきました。

緑のじゅうたん・カーテンについて、それぞれの費用対効果から課題が見えてきたところもあると思います。緑のじゅうたんについては、事業当初の環境学習の一環とする目標には及ばなかった。緑のカーテンについては、冷房の使用を抑制する効果は限定的であった。以上のような意見が出ております。

学校のアンケートを見ますと、緑のじゅうたんを廃止しても構わないと答えた割合が56%。緑のカーテンを廃止しても構わないと答えた割合が63%。このような結果が出ておりますので、課題は、多いのではないかと思います。

今後、各学校の配分予算での整備となるとと思いますが、環境教育と兼ね合わせて、学校の要望も取り入れながら、各学校の特色を活かすことができるように事業を進めていただきたいと思っております。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

続きまして、案件4について説明をお願いします。

亀野おいしい給食課長。

○亀野おいしい給食課長 「臨時的な給食提供体制の検証について」ご説明いたします。資料をご覧ください。

はじめに、「1. 政策等の背景・目的及び効果」でございます。

この検証は、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大による臨時休業や分散登校も見据え、緊急的、臨時的な給食の提供ができるよう、また、非常時の保護者負担の軽減を図ることができるよう、民間調理場の活用も含めた供給体制の検証を行ったので報告をするものです。

次に、「2. 検証について」です。

(1) 臨時的な給食提供の必要性について、におきましては、アンケートを実施し、検証した結果をグラフ等と共に記載しています。

17ページをご覧ください。(2) 中学校における臨時的な供給体制の検証についてです。

これは急激な給食提供数の増加時の想定での検証となります。

検証から確認できたこととして、①第一学校給食共同調理場と民間調理場を活用すること

により、急激な食数増に対しても対応が可能であること。②臨時的であれば、学校の協力で仮の配膳室スペースが確保でき、教員の協力によって、学年ごとの全員給食体制が可能であること。③民間調理場の活用では、事前に事業者との情報共有の徹底を図ることで遅配や発注ミスなどのトラブル回避が可能であること。の3項目を記載しております。

18ページをご覧ください。

(3) 現在の給食についての結果です。ここでも今回の調査結果のグラフ等とともに主な結果を記載しております。

まず、小学校給食が給食の必要性と共に満足度などで高い評価を受けていること。

また、中学校給食では、これまでに約半数の生徒が給食を食べていたことや食べていたけれども給食から離れた生徒が約15%いること、相関関係として保護者ではこの区分で給食に対する満足度が低いこと。また、アンケートの回答に「食事量が選択できるなら給食を食べたい」や「牛乳に替わる飲料等の提供があれば給食を食べたい」といった意見が共に3割程度あったことを記載しております。

次に21ページをご覧ください。

「3. 検証結果から改善が必要な事項等」についてです。

まず、(1)臨時的な給食提供の必要性については、臨時休校時の給食提供を求める意見は少なく、提供の必要性は低いが、分散登校時では、給食提供を求める意見が多く、今後の分散登校時に備え、感染対策を講じたうえでの提供体制を整える必要がある。

次に、(2)中学校における急激な給食提供数の増加時の供給体制についてですが、今回のような期間限定的な給食提供数の増加時の供給体制については、①食数の増加への対応として民間調理場の活用、②配膳員等の増員などの体制確保、③学校との調整や最低限の備品・消耗品の確保等の整理が必要とし、このことへの対応として、地方創生臨時交付金の3次補正の活用予定も検討し、順次、改善策を進めること。また、今後のさらなる体制の拡充についても対策内容を検討して、順次、対応することをあげております。

次に(3)現在の給食の改善についてです。

アンケート調査からは、中学校給食において、一度は喫食していたにもかかわらず給食をやめた生徒や「給食を食べたことがない」としている生徒が多くみられました。これを受け、「今後は、給食を選ばなかった理由や給食から離れていった理由を踏まえた改善策を講じていく」という考えを示しております。

「4. 総合計画等における根拠・位置付け」、「5. 関係法令・条例等」につきましては、記載のとおりでございます。

23ページをご覧ください。

「6. 事業費・財源及びコスト」につきましては、児童生徒の10日間の検証期間中の給食食材費及び民間調理場への調理委託料として、9,681万3,000円となっております。

「7. 参考資料」につきましては、別紙のとおりです。

最後に「8. その他」といたしまして、アンケート結果を踏まえた中学校給食の改善の取組として、令和3年10月にご飯の分量選択方式の導入(令和3年度)の計画を記載しております。

以上「臨時的な給食提供体制の検証について」のご説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件5について説明をお願いします。

中道中央図書館副館長。

○中道中央図書館副館長 「枚方市立図書館第4次グランドビジョンの策定等について」 ご説明します。

「1. 政策等の背景・目的及び効果」ですが、11月の委員協議会でお示ししました「枚方市立図書館第4次グランドビジョン（案）」について、パブリックコメントを実施し、その結果を反映した（案）をまとめましたので、報告するものです。

また、これを踏まえた市立図書館の今後の取り組みについてもあわせて報告するものです。

続きまして、「2. 内容」（1）パブリックコメントにおいて寄せられた意見の反映についてご説明いたします。

別紙1、パブリックコメントによる、1. 意見募集期間は、令和2年12月1日（火）～12月20日（日）まで、2. 意見募集方法は、①市のホームページ②各図書館（分室を含む）・各支所におけるアンケート回収箱③FAX等による意見募集、3. 意見提出者数は、①個人：19人（内訳：e-アンケート10人、図書館配布のアンケート用紙への記入5人、FAX4人）②団体：1団体（e-アンケート）、4. 意見提出項目数、41項目でした。

寄せられた意見のなかで、第4次グランドビジョン（案）に反映させてものとしましては、2ページのNo.6「地域の特色ある内容がわかる地域に根差した図書館として、資料収集や展示の工夫をして下さい。香里ヶ丘図書館に火薬工場にかかわった資料をそろえてほしい。」というご意見、3ページのNo.7「他部署が進める教育・生涯学習関連の支援を行うなど、広く関連行政全体の中で役割をはたしていく」とありますが、関連する学校・社会教育行政だけでなく、もっと広く行政全般のなかで役割を果たして欲しいです。図書館のレファレンス機能を知らない市役所職員は大勢いるように思えます。というご意見から、別紙2、枚方市立図書館第4次グランドビジョン（案）16ページの第5章、施策の方向性、運営方針1の施策の方向性（1）魅力ある蔵書の充実の1行目「幅広い年代や、様々な利用目的の人々のニーズを把握し、蔵書計画に基づいたバランスのとれた蔵書を構築します。」に「地域の特性」を追記しました。

同じく16ページ施策の方向性（3）課題解決の推進、6行目「関係機関が行う主催事業への協力、各種団体への支援を行います。」に「行政機関」を追記しました。

また、教育委員からいただいたご意見から、19ページ運営方針4、施策の方向性（1）効果的・効率的な運営による魅力的な図書館の構築のなかで、市駅周辺の図書館機能については、駅近のメリットを生かし民間施設や他の公共施設と繋がりのある環境整備を図ることで、より一層の充実に取り組みます。という表現に修正しました。

案件資料2ページに戻りまして、（2）香里ヶ丘図書館周辺3分室閉室と自動車文庫対応についてご説明します。

経過及び導入目的としましては、平成29年5月に策定した「枚方市立図書館分室等の見直しに関する基本的な考え方について」に基づき、地元校区コミュニティ協議会等との協議等を踏まえ、「枚方市立香里ヶ丘図書館周辺3分室に係る見直し計画」を令和2年3月に策定。計画に基づき当該3分室を令和3年2月末で閉室し、閉室後の図書館サービスとして、自動車文庫等での巡回サービスを行います。

閉室後の代替サービスとして、令和3年4月より、各分室近くと隣接する小学校入口にて自動車文庫（ひなぎく号）もしくは、リフト付き1BOX（カワセミ号）による巡回を実施。実質週に一度巡回を実施します。

実施時期（今後の予定）につきましては、令和3年2月末、3分室閉室（最終日はいずれも令和3年2月27日土曜日）。3月末、建物所有者への返還（釈尊寺・茄子作分室）。4月以降、東香里分室跡を東香里自治会に無償貸与。自治会による有効活用を開始。3分室周辺への自動車文庫運行開始を予定しております。

続きまして、（3）市駅前サービススポットの移転についてご説明します。

内容ですが、ラポールひらかたに設置している「市駅前サービススポット」については、より利便性の高いサンプラザ3号館へ同規模移転し市民サービスの向上を図ります。

②実施時期（今後の予定）は、令和3年4月、サンプラザ3号館にて、サービス提供を開始します。

「3. 総合計画等における根拠・位置付け」、「4. 関係法令・条例等」は、記載のとおりとなります。

○前村総合教育部長 ただいまの説明に補足させていただきます。

19 ページをご覧ください。運営方針4、施策の方向性（1）効果的・効率的な運営による魅力的な図書館の構築について、3行目にあります、「さらに、市駅周辺の図書館機能については、駅近のメリットを生かし民間施設や他の公共施設と繋がりのある環境整備を図ることで、より一層の充実に取り組みます。」と記載しております。

この部分については、前回の意見交換会にて「生涯学習市民センターとの連携」という表現について教育委員の皆様より、「駅に近いというメリットを記載したほうがよいのではないか。」というご意見をいただきましたので、その点を反映させていただいております。

以上、「枚方市立図書館第4次グランドビジョンの策定等について」の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○奈良教育長 ここで新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5分程度、換気のため休憩いたします。

再開は、11時5分としますので、よろしくお願いたします。

（ 換 気 休 憩 ）

○奈良教育長 教育委員会協議会を再開します。

案件5についてご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件6について説明をお願いします。

嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 「枚方版ICT教育モデル」について説明させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」についてご説明申し上げます。

一人一台のタブレットにつきましては、当初は本年度中の配付を予定しておりましたが、

市教育委員会から各学校へ配付が完了し、各小学校では低学年の子どもへの丁寧な配慮のもと配付をしており、2月初旬に市内全小中学校の子どもたちの配付が完了しました。

今後、学習指導要領に基づき、これからの時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力をバランスよく育成するために、ICT機器を効果的に活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業が求められていきます。

そこで、令和2年6月に策定された「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」に基づき、本市がこれからめざしていく教育の全体像やカリキュラム等を「枚方版ICT教育モデル」として示すものです。

なお、本モデルは、各学校の取り組み状況や児童・生徒の実態を把握するなかで、必要に応じて改訂を行っていくこととしております。

次に、「2. 内容」につきましては、別紙「枚方版ICT教育モデル」にてご説明いたします。

目次をご覧ください。枚方版ICT教育モデルは、次の6つの章で構成されています。1. はじめに。2. 枚方版ICT教育モデル作成の背景。3. 子どもたちに「生きる力」を育む。4. 学校が変わる！5. モデルカリキュラム。6. 実践例。以上の6章で構成されています。

1ページをご覧ください。このページでは、教育委員会からのメッセージを伝えています。

「枚方版ICT教育モデル」は、児童・生徒に一人一台のタブレット端末を配備し、未来を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成することについて記述しています。

2ページをご覧ください。ここから3ページにわたって、枚方版ICT教育モデル作成の背景を示しています。（1）では20年後、2040年の予測を例に、予測困難な時代をこれから生きていく子ども達に対して、学校教育において、どのような力を身に付けていく必要があるかを問いかけています。

3ページをご覧ください。このページは、枚方版ICT教育モデルの位置づけを表しています。

令和2年3月に策定しました、「枚方市教育大綱」における、枚方市の教育理念、令和2年9月に計画見直しをしました、「枚方市教育振興基本計画」における教育目標、そして「枚方市学校教育におけるICT教育活用の方針」における基本目標「ICTの活用による新しい学校教育の確立」といった流れ踏まえまして、今回「枚方版ICT教育モデル」において、より具体的な教育の在り方を示しています。

4ページをご覧ください。このページは、枚方版ICT教育モデルの全体図を示しています。

枚方市の特色である、いつでもどこでも繋がりが続けることが可能となるICT環境下で、「チャレンジ」「コミュニケーション」「コラボレーション」「クリエイティビティ」「クリティカルシンキング」の5つのCの視点を大切に、学校と家庭のシームレスな学びや繋がりを通して、すべての学習の基盤となる、「情報活用能力」、「言語能力」、「問題発見・解決能力」のもと、3つの資質・能力からなる生きる力を育成し、枚方市の教育目標実現をめざすことを表すようにしました。

この4ページに記載の内容を切り分け、5ページから7ページにそれぞれより詳細に記載しています。

5 ページをご覧ください。このページでは、学習指導要領に記載されている育成すべき資質・能力の3つの柱である、「主体的に学びに向かう力・人間性」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」に加えて、すべての学習の基盤となる力である、「情報活用能力」「言語能力」「問題発見・解決能力」について明記しています。

6 ページをご覧ください。これらの資質・能力を育成するために、今回枚方市が導入したICT環境の特色をあらわしています。LTE端末なので、毎日家に持って帰り、「いつでも」「どこでも」繋がりが続けることができるのが大きな特徴です。

7 ページをご覧ください。枚方市が大切にする「5つのCの視点」です。

これらは、国がめざす資質・能力を育成するため、英語の「C」から始まる頭文字を取り、5つの視点として示したものです。「5つのCの視点」です。これは枚方市独自で考えたものですが、市の教育アドバイザーの方たちからも、将来の子どもたちが生き抜くに必要な資質能力であることから、よい考え方であるといったご助言もいただきましたので、記載し、5つの視点から子ども達が生きる力を身につけられるよう導いてまいります。

8 ページをご覧ください。ここでは、授業と家庭学習のシームレスな学びについて示しています。シームレスとは、「途切れない」「なめらかな」という意味で、LTEタブレット端末の環境だからこそ実現可能な学びです。

ここでは、「知識・技能の定着」「協働学習」「思考力・判断力・表現力の充実」の3つを例としてあげ、単元計画を立てる際に、このような学びも可能であることを示しています。

9 ページをご覧ください。このページのGrowing Mapでは、児童・生徒が小学校入学から中学校卒業までの9年間で、ICTを活用した情報活用能力育成の様子を例として描いています。

一番下が小学校に入学し、タブレット端末をもらって喜ぶ様子です。そこから、文字入力ができるようになったり、友達と一緒に学ぶ楽しさを知ったり、インターネットの使い方では友達に嫌な思いをさせたしまった体験から情報モラルの重要性に気づく様子も描いています。

その後もいろいろな力を獲得して、卒業時にはこれからの学びへの意欲に繋がる様子を描いています。成長の過程で、先程ご説明しました「5つのCの視点」を通して力が身につについていく様子も、オレンジ色の枠組みのように表しています。

10ページをご覧ください。このページでは、これまでも本市の授業のあり方として大切にしてきました、「Hirakata授業スタンダード」がこれからも変わらず大切であることを示すとともに、ICTを効果的に活用することで、Hirakata授業スタンダードがさらに深化することが可能であることを示しています。

また、タブレットを効果的に活用し、家庭学習を充実させることで、より一層「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざすことができることを示しています。

11ページをご覧ください。ここでは、様々な場面で、授業や家庭学習が変わるとし、授業と家庭学習にわけて、ICTの効果的な活用により可能となる新しい学習について紹介しています。

対話を活性化させることで、協働学習の質を高め、個に応じた学びが可能になることを示しています。

12ページをご覧ください。ICT活用を進めるなかで、忘れてはならない重要な点について、「これだけは気をつけよう」で示しています。

児童・生徒を引き付ける問いの設定が重要であること、写真や動画だけではなく、実物に触れて、五感を通して物事を認識することが大切な場面があること、ICTをいっどこで活用するののかも含めた単元の計画が必要であることを伝え、ICTを使うことが目的にならないように注意喚起しています。

また、文部科学省のHPを参照できるように、QRコードもつけました。

13ページをご覧ください。このページでは、これまでの授業改善の観点に加えて、子ども支援と家庭との連携について記載しています。

ICTを効果的に活用することで、配慮を要するさまざまな児童・生徒にも、一人一人に個別最適化された支援が可能となることや、学校から保護者や地域への情報発信もよりスムーズに行うことがで切ることを伝えています。

14ページをご覧ください。さらに、このページでは、教職員の働き方改革・業務改善について示しています。

ICTを活用して、業務を効率化させて生み出した時間を、子どもに向き合う時間とし、教材研究をする時間に充てられることを伝えています。また、これまで通り、子どもの育ちにとって大切なことについては、時間をかけて話し合うことが必要であることもおさえています。

15ページをご覧ください。児童・生徒のCan-Doリストでは、小学校低学年・中学年・高学年・中学校の4つに分けて、児童・生徒の情報活用能力到達度を示しました。発達段階を考慮しながら、情報活用能力を系統的に育成していきます。

16ページをご覧ください。先程のCan-Doリストをもとに、情報活用能力を各学年で確実に育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から各校の実態に応じたカリキュラムの編成ができるように、年間指導計画の例を示しました。これを参考に、学校で指導計画を作成できるように支援します。

17ページをご覧ください。教職員のCan-Doリストも20段階で示し、教職員が教職員研修・校内研修を通して、情報活用能力を高めていきます。

18ページをご覧ください。このページでは、市内全小中学校教員で進めている「ICT機器を効果的に活用した授業改善・家庭学習改善」の実践を共有できるシステム、HI-PERについて紹介しています。HI-PERとは、Hirakata ICT Practical Example Recordの頭文字を取って名付けたものです。

「学年」「教科等」「学習形態」「対象」で事例の検索をすることができると共に、参考になった事例に『いいね!』ボタンを押すことで、教職員全体のモチベーションを高めるシステムにしています。

19ページから28ページにつきましては、そのHI-PERのなかから個別学習での活用、協働学習での活用と授業スタイル別に実践の実例を紹介しています。

「2. 内容」についての説明は、以上です。

案件資料に戻らせていただきます。

「3. 実施時期等」については、6. その他とあわせて、最後にご説明させていただきます。

「4. 総合計画等における根拠・位置付け」、「5. 関係法令・条例等」につきましては、説明資料にありますとおりです。

最後に、「6. その他」、本モデルの周知についてです。令和3年3月に、市立小・中学校全教職員に電子媒体で周知するとともに、保護者にはホームページ、学校ブログ等を通じて周知してまいります。

本件につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

谷元委員。

○谷元委員 何点か質問をさせていただきます。

1点目に、今年度は一人一台のタブレット端末が配布され、ICTを活用した授業や家庭学習、学びの在り方が大きく変わろうとしています。

この枚方版ICT教育モデルは、現場の教職員だけでなく、子どもたちや保護者、市民の皆様にも枚方の教育についてご理解いただける分かりやすい内容でなければなりません。

一人一台のタブレット端末が配布されたことで、今後、授業はどのように変わるのでしょいか、授業の違いについて具体的に教えていただきたいと思います。

○嶋田教育指導課長 これまで同様、授業のなかで力を付けていくことを大切にし、Hirakata授業スタンダードの第2ステージに基づき、授業改善に向けた取組を進めるなか、ICTを効果的に活用することで、授業の理解をさらに深めるものとなります。

一人一台のタブレット端末を効果的に活用することで、授業でじっくり考える時間や、友達と交流する時間、協働する時間等を増やすことができ、主体的・対話的で深い学び、個別最適化された学びをより効果的に実現できるようになります。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 次に、10ページの4. 学校が変わる！では、Hirakata授業スタンダードは、今年度から第2ステージにステップアップしたと伺っています。

このHirakata授業スタンダードは、今年度どのような形で各学校が授業実践をされてきたのか、具体的な成果が分かるような実例があれば、教えていただきたいと思います。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 Hirakata授業スタンダード第2ステージでは、課題の質の向上をキーワードに掲げています。各校では、子どもたち「なぜ」、「不思議」、「やってみよう」といった学習への動機づけを高め、考えたくなる、調べたくなる学習課題を効果的に示すこと大切に、授業改善を進めて参りました。

例えば、小学3年生の社会科の授業では、「地形が生み出した枚方市の悲しい歴史をつかむ」という学習のめあてが示され、子どもたちは地形の特徴と地域に残る戦争遺産を結び付けて考えるという社会科ならではの視点から学びを深めておりました。

また、中学2年生の英語科の授業では、姉妹都市の外国の中学生に向けて、「日本に来たいな」と思ってもらえるように都道府県の魅力を紹介するといった単元のゴールに向け、生徒は伝える相手である中学生が、興味を持つようなテーマを考え、上手く伝えるために工夫しておりました。

これらの実践に共通してみられる成果につきましては、授業で子どもたちが考える課題の質を高めることで、学習に対する意欲が高まり、学びが深まるということです。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 これまでと同様に、授業のなかで力を付けることを大切にするということが基本であると、私も考えております。

Hirakata授業スタンダードの第2ステージは、課題の質の向上であるとお伺いしました。しかし、新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、学校が休業を余儀なくされ、学校再開後も授業時数の確保が課題となり、各学校での研究が滞っているのではないかと心配しておりました。

実践事例からは、子どもたちが自ら考え、「課題の質」を高めることができるように、教材研究を入念にされていることが分かりました。また、単元のゴールに向けて、子どもたちの興味や関心を引き出すことが見られます。これも学年や教科で、教材研究をされ実践された成果であると思います。

次に、11ページにあります「様々な場面で、授業や家庭学習が変わります。」という点についてお伺いします。「タブレット端末を活用することで、今までにはできなかったような学習が可能となり」と記載されております。

今までにはできなかったような学習とは、どのようなものなのかお伺いします。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 タブレット端末の強みの一つは、情報を一瞬で共有することができるという点でございます。

また、本市が採用したLTE端末では、いつでもどこでも繋がることできるというメリットがございます。

従来の授業では、ノートを見せ合ったり、黒板に代表的な意見や考えを書かせて共有するという手法が主流でしたが、今後はクラス全員の意見や考えを瞬時に画面上に表示して比較し合ったり、新たなアイデアを共同で書き込むことも可能となります。

効率よく他者の意見や考えを共有することができることから、授業で他者と交流し、自分の意見や考えを練り上げるための時間が増え、学習指導要領で示されている、主体的・対話的で深い学びの実現に繋がるものであると考えております。また、調べたいことができた際には、辞書を引くような感覚でいつでもどこでもインターネットにアクセスし、調べ学習をすることが可能となります。

一方、家庭学習においては、学習支援ソフトを活用することにより、全員が同じ問題を宿題として解くという従来の学習スタイルから、自分の課題や興味に合わせて問題を選択し、自分ペースで進めていく学習スタイルへと変化していきます。教員は全員の学習履歴を把握することができることから、個に応じたよりきめ細かな指導が可能となります。

また、次回の授業に向けて、あらかじめ家庭でタブレットを活用して資料を集め、分からない点を整理して授業に対する意欲が高まり、対話的な学び・協働的な学習の充実に繋がります。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 最後に1点お伺いします。

13ページの(2)子ども支援・家庭連携には図に「気持ちの見える化！」が示されております。子どもの不安や悩みは、親でも気付くことは難しいと言われております。

子どもの心の変化、心のサインはICTを活用することで気付くことは可能となるのでしょうか。

○奈良教育長 棧敷教育支援推進室課長。

○棧敷教育支援推進室課長 これまでの教職員による児童の学校での様子や家庭での状況、背景等の見立てに加えて、配布されたタブレット端末から児童生徒が自分の気持ちを発信することで、気持ちを視覚化するとともに、児童生徒における日常の生活状況や客観的データを合わせて教職員間で把握することにより、今まで気付くことのできなかった子どもたちの心の変化や心のサインに気付くことが可能になると考えております。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 意見を述べさせていただきます。

情報を一瞬で共有することができる強みやいつでもどこでも繋がることのできるメリットは、今までになかったこれからの学習のスタイルであると思います。

また、自分の課題や興味に合わせて問題を選択し、自分のペースで進めていく学習のスタイルも個に応じたきめ細かな指導として、今後定着することが期待されます。

国が示した、GIGAスクール構想の実現に向けた、令和の学びのスタンダードには、「これまでの教育実践の蓄積と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師及び児童生徒の力を最大限に引き出すことができる。主体的・対話的で深い学びの視点から、授業改善を行うべきである。」と書かれております。これは、一人一台のタブレット端末を活用した授業も、枚方市が大切にしてきた「Hirakata授業スタンダード」に基づいた授業であるということです。一人一台のタブレットがもたらす学びの変容では、学びの進化として一斉学習から双方向型の一斉授業が可能になると思われます。

さらに、学びの転換として一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習、各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる学習が可能になると書かれております。

つまり、タブレットを活用した授業には、学びの深化に結びつく学習もあれば、学びの転換になる学習もあるということです。一人一台のタブレットの活用は、授業や家庭学習だけでなく子どもの支援や家庭の連携での活用、これまで気付くことが難しかった子どもの心のサインにも気付くことのできる可能性を秘めております。

先生方には、15ページから記載されておりますモデルカリキュラムをもとに、Hirakata授業スタンダードに基づく一斉指導、個別学習、協働学習での実践を積み、子どもたちや保護者、市民の皆様に理解していただき、枚方の教育がさらに発展、充実するよう期待しております。

枚方版ICT教育モデルを広く周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

神田委員。

○神田委員 枚方版ICT教育モデルについて、これまでもご説明いただいたなかで意見を言わせていただきました。

新しいGIGAスクール構想では、光の部分と影の部分がございます。そのなかでも、情報モラルについては、子どもたちが成長するなかで大きく関わってきますので、今後は情報モラルについての記載があればいいのではないかと思います。

この枚方版ICT教育モデルについては、これからの児童生徒に必要な情報活用能力を育成するため、一人一台のタブレットを活用したHirakata授業スタンダードに基づく授業改善や家

庭学習の在り方、情報活用能力を系統的に示したモデルカリキュラム等の基本的なものを示すことができていると思います。いわゆる、総論と呼べるのではないのでしょうか。

また、文部科学省の資料のなかで一人一台の端末高速通信環境を活かした学びの変容イメージとして3段階示しております。ステップ1として、すぐにでもどの教科でも誰でも活かせる一人一台端末。ステップ2として、教科の学びを深める、教科の学びの本質に迫る。ステップ3として、教科の学びを繋ぐ。社会問題等の解決や一人一人の夢の実現に活かす。以上のことを小学校から高校までのステップであると認識しております。

そのなかで、来年度は各学校ではHirakata授業スタンダードに基づく一斉指導、個別指導、協働学習での実践を積み、教科の学びを深めてもらいたいと考えております。

情報教育につきましては、各教科や総合的な学習の時間において取り組むことになっております。年間指導計画やそのための指導時間は、各教科や総合的な学習の時間にも位置付けることとなります。

来年度、教育委員会は、研究指定校等の実践を通して年間指導カリキュラムやその指導時間について、枚方市の考え方やモデルを示すことも必要であると考えています。枚方市の小・中学校では、各教科や総合的な学習の時間等において、一人一台のiPadを活用した教科の学びを深める指導が実践されるわけです。その学校の優れた実践例を各論として、枚方版ICT教育実践モデルとしてまとめていただければ、さらに枚方市の教育が進むのではないかと考えております。

来年度、教育委員会及び各学校が進めるうえで、大変参考になると思われるイベントがありました。それは、2月6日にオンラインで実施されました、eスクールステップアップキャンプ2020です。「GIGAスクールスタートアップー1人1台端末の早期活用に向けてー」というテーマで実施され、配信協力が枚方市教育委員会ということで、奈良教育長のあいさつからイベントが開始されました。

その後、文部科学省の基調講演やつくば市、尼崎市、枚方市の指導主事によるパネルディスカッションがありました。

その間に学校の取組の発表があり、枚方市の樟葉南小学校、枚方中学校の発表がありました。そのなかで樟葉南小学校の取組は、来年度、枚方市がICT教育を進めるうえでモデルとなる実践例といえるような内容でした。

3つの視点からの発表であり、1点目は、ICT教育を推進するための組織づくり。2点目は、授業における活用で低学年・中学年・高学年での実践。3点目は、家庭と学校を繋ぐツールとしての活用について。ソフトとして、タブレットドリル、キーワードとアドベンチャー、キーノート、ロイロノート、ジースイートの活用を示されておりました。

その成果として、個別最適化、授業視覚化、思考過程の共有、協働学習、家庭の情報発信、教員間における資料の共有などが報告されました。

また、課題も示されておりました。一人一台のiPadが10月に配備されてから、3、4カ月程度でこれだけの取組ができたのは、教育委員会の支援もありましたが、学校の組織体制が落ち着いたことが大きいといえます。校長面談の際に、樟葉南小学校長の報告を受けましたが、同様のことをおっしゃっていました。

来年度、枚方版ICT教育モデルが活かされ、樟葉南小学校のような取組が全小・中学校

で進められますよう、教育委員会の指導と支援をよろしくお願いいたします。

枚方版ICT教育モデルの作成は、11月から本格的に取り組み、約3か月間でここまで作成され、その間に私たち教育委員にも提示していただき、意見交換を数回行い、意見を取り入れていただきました。教育委員会事務局の指導主事の方には、大変ご苦労をおかけし、感謝を申し上げます。

この後、教育子育て委員協議会での委員の皆様ご意見など、今後も色々な意見を参考にさらに学校の実践に活かすことができるよう、ICT教育モデルについてのご意見とさせていただきます。

以上です。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

近藤委員。

○近藤委員 1点、ご報告をさせていただきます。

昨晚、私どもの音楽教室で、大変うれしくなることを耳にしましたのでそのことについて、ご報告させていただきます。

小学校3年生の保護者の方が、このように自慢してくださいました。一つは、卒業式というテーマで3年生が卒業生を送り出すということで、ハンドベルの演奏と声掛け、そして写真を貼ってプレゼンボードを作成し、先輩を送り出そうとしているそうです。これは、タブレット端末があるから、実行できることなのです。

このように、保護者の方は嬉しそうに話されていました。さらにお聞きしますと、小学校3年生で取り組んでいるのが、ブラインドタッチで入力するゲームを、子どもたちが積極的に取り組んでいるそうです。その方は、子どもたちの成長スピードの速さにも、大変驚かれています。

また、その授業で世界の地域をテーマとして、班ごとに発表するというプレゼン大会が行われたそうです。その児童は、ヨーロッパ地区を担当していたそうで、分からないことに対して積極的にインターネットを活用して調べていたそうです。情報の真偽を判断しなければならない情報リテラシーの部分に課題はありますが、タブレット端末を文房具同等に使おうとしている学校があるそうです。

しかし、先ほど申し上げたような取組をしていない学校もあるわけです。この学校間の差が開くことのないように、教職員の皆様のICTに対するスキルのアンダーラインのボトムアップに取り組まなければなりません。

この話を聞いて嬉しかった反面、差が開いてしまうと危ないなと感じておりましたので、そのことについてご報告させていただきます。

以上でございます。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等がありますか。

本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

続きまして、案件7について説明をお願いします。

嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 「小学校への学校司書配置について」説明させていただきます。

まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」について、であります。

現在、児童・生徒の発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成に向けて読書活動を推進しています。そのため、平成30年度から、専門的知識を有し、経験のある人材を学校司書として全中学校区に配置しています。このことを受けて、小・中学校においては、学校司書と司書教諭等が連携して学校図書館機能の向上及び充実に努めています。

この取り組みにより、全小・中学校の学校図書館の環境整備が一定程度完了し、中学校においては、授業における学校図書館の利用回数や蔵書の貸出冊数、団体貸出冊数及び件数が増加するなどの成果が見られています。

一方、小学校においては、貸出冊数が増加しており、学校司書の支援による効果が表れてはいるものの、1人の学校司書が担当する小学校が複数に及んでいることや、配置が中学校であることから、支援時間に限りがあり、必要な時に必要な支援を受けにくいという課題も生じています。

読書習慣の確立や情報活用能力等の育成には、長期的かつ計画的な取り組みを推進、充実させることが効果的であることから、小中一貫した読書活動の継続的な取り組みの実施に向けて、小学校への学校司書配置を進めるものです。

次に、「2. 内容」につきましては、小学校における学校図書館機能の向上等については、平成30年度から中学校区配置の学校司書19名による支援に加えて、大阪府の「学校図書館充実事業」を活用して、市立小学校2校に配置した学校図書館担当職員1名により、取り組みを進めてきました。

取り組みの成果として、学校図書館担当職員を配置した市立小学校2校において一定の効果が見られていることから、令和3年度においては、市立小学校12校を読書活動研究推進校に指定し、学校司書6人を同一中学校区の研究推進校2校に1人ずつ配置することで、小学校における学校図書館機能の向上等を図ります。なお、配置形態は4つの形態を想定しています。

令和4年度以降の本取り組みにつきましては、研究推進校12校をはじめとする全小学校における学校司書配置の効果を、これまでの指標に、「調べ物をする時に学校図書館を利用する児童の割合」を新たに加えて検証を行い、学校図書館の有効活用に向けた効果的かつ効率的な学校司書配置の在り方を検討していきます。

次に、「3. 実施時期等」につきましては、令和3年4月からとしております。

また、「4. 総合計画等における根拠・位置付け」及び「5. 関係法令・条例等」につきましては、資料に記載のとおりでありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

「6. 事業費・財源及びコスト」につきましては、令和3年度において学校司書として配置する任期付短時間勤務職員の人件費として、前年度より2,154万4,000円の増加の8,247万9,000円でございます。

最後に、「7. 参考資料」としまして、資料1につきましては、学校司書を配置したことによる小・中学校の成果、及び、学校図書館担当職員を配置した磯島小学校・西牧野小学校の成果について、具体的数値等を記載しております。

また、資料2につきましては、令和3年度の学校司書の配置形態のモデル図を示しておりますので、それぞれご確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「小学校への学校司書配置について」の説明とさせていただきます。よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 小学校への学校司書配置については、色々な経過のなかで要望が多い事項でありますので、非常に良いことであると思います。

そのなかで、「2. 内容」について「これまでの指標に、調べ物をする時に学校図書館を利用する児童の割合を新たに加えて検証を行い」とありますが、資料1にある(1)貸出冊数、(2)授業において学校図書館を活用する授業回数、(3)調べ学習等のための団体貸出冊数及び件数、この3つの指標から新たに指標を加えるということでしょうか。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 学校図書館担当配置校として磯島小学校、西牧野小学校での検証結果を新たに指標として加えております。2つの指標を設けておりまして、1つ目は、学校図書館担当職員に、授業のねらいに沿った資料の紹介・準備等について相談している教員の割合。2つ目に、1年間で図書の時間以外に学校図書館を授業で活用した回数。

これらの指標をこれまでの指標に加えて、検証を進めることを想定しております。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 ぜひとも、その辺りの検証を入念にさせていただいて、この配置が効果的に活用されるように、小学校での図書館教育が充実するように取り組んでいただきたいと思います。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

続きまして、案件8について説明をお願いします。

赤土放課後子ども課長。

○赤土放課後子ども課長 それでは、案件8「放課後キッズクラブ委託契約予定事業者の選定について」、ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

はじめに、「1. 政策等の背景・目的及び効果」でございますが、子どもたちの「時間」「空間」「仲間」のいわゆる3間を充実させ、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様で自主的な活動に参加できる環境整備を図るため、民間活力を活用して総合型放課後事業「放課後キッズクラブ」を令和3年度から先行導入するにあたり、委託契約予定事業者の選定を行ったものでございます。

次に、「2. 内容」の(1)放課後キッズクラブでございますが、既存事業である「児童会室」「いきいき広場」「自習教室」と、新たに取り組む「子ども教室」の4事業を「放課後キッズクラブ」として総合的かつ効率的に運営を行うものです。

先行導入として、「児童会室」と「子ども教室」を核に、民間事業者または市が1つの実施主体となり、平日を除く「土曜日・三季休業期」で、4校(委託2校・市直営2校)への放課後キッズクラブ導入を行うものでございます。

(2) 施設の名称・所在地等でございますが、①委託で実施する施設は山田放課後キッズクラブと蹉跎放課後キッズクラブで、②市直営で実施する施設は川越放課後キッズクラブと津田放課後キッズクラブでございます。

(3) 委託契約予定事業者となる団体は、株式会社セリオでございます。

(4) 契約期間につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間で

ございます。

(5) の選定の概況ですが、放課後キッズクラブ運営事業の委託契約予定事業者を選定するため、「総合型放課後事業委託事業者選定審査会」に諮問しました。

10月1日から公募を開始し、10月7日から10月30日までの間、申請受付を行った結果、4団体より申請がございました。

次に、選定審査会での審査概要でございますが、選定審査会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われた後、事業計画書に記載されている各提案内容について、プレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行いました。

その後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行い、委託料の額と合わせて総合評価を行いました。

その結果、総合評価点が1位である株式会社セリオを、「委託契約予定事業者として選定する」旨の答申が提出されました。

(6) 委託契約予定事業者選定の経過でございますが、9月25日から12月7日までに、総合型放課後事業委託事業者選定審査会を計4回開催し、答申をいただきました。その後、この答申に基づき、12月8日に委託契約予定事業者の選定を行いました。

次に、「3. 総合計画等における根拠・位置付け」、及び「4. 関係法令・条例等」につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「6. 総合型放課後事業委託事業者選定審査会の構成」については、記載のとおり、学識経験のある者のほか、関係団体を代表する者、専門的知識を有する者、計5名で審査を行っていただいたものです。

「7. 申請団体」は、記載のとおりでございます。

次に、「8. 今後の予定」ですが、令和3年2月から3月にかけて引継ぎ保育を実施し、令和3年4月1日からの事業者による管理運営の開始に繋げてまいります。

参考資料で、評価結果として、採点表集計と審査会委員による評価コメントを添付させていただいておりますので、あわせてご参照ください。

以上、簡単ですが、「放課後キッズクラブ委託契約予定事業者の選定について」のご説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

それでは、本日の協議会の案件は、以上となりますので、協議会を終了します。